

各位

株式会社アディック
代表取締役 加藤和慶



CIW 検査業協会の「除名決議」に対する反論

鋼構造ジャーナル 2/20 版に、弊社の反論が掲載されました。

除名経過時においても弊社のヒアリング・議論が充分に行われず、更に不正な手続きが実施されており、悪しき事例が今後業界に波及しない様にする為にも詳細を述べさせて頂きました。

④ 東京都検査機関登録は
C-IW検査業協会、日本非
破壊検査工業会のいずれ
かに加入していれば検査
機関に登録できる。弊社
は他2团体に登録されて
おり、認定検査事業者と
して問題ない。

(2) 臨時総会の問題点

① 匿名告発文の不适当性

理事らは匿名告発文を
頭で読み上げ印象操作をし、
弊社に反論させないよう

合（任意団体）である。
④ 東京都検査機関登録は
C-IW検査業協会、日本非
破壊検査工業会のいずれ
かに加入していれば検査
機関に登録できる。弊社
は他2团体に登録されて
おり、認定検査事業者と
して問題ない。

(2) 臨時総会の問題点

① 開名告発文の不适当性

理事らは匿名告発文を
最後まで秘匿して総会冒
頭で読み上げ印象操作をし、
弊社に反論させないよう

(2) 招集手続きの不适当性
　さらに問題なのは、「総会議案書及び出欠回答書」「書面表決書」送付のお知らせの内容に、「アディック社が本協会の目的に反する行為をし、本協会受入検査倫理規則に違反したため、本協会に定款第10条(除名)による総会を開催します」と一方的に決めつけている点である。不正かどうかは、本協会で決めるべき事に

もかかわらず、最初から不正ありきとし、その不当な内容で書面決議をするように誘導している点である。実際、総会に出席したのは26社であり、除名に賛成した票は大半が書面投票であった。このような開催通知方法で除名票を集めるのは不當である。

以上述べたように、今回の除名手続きは公正さを欠き、内容的にも誤りであり、不當である。

C.I.W検査業協会が通知した「臨時総会決議ごと理由」について事実と異なる点が多く、しかも関係者に誤解を与えかねない部分と臨時総会そのものの問題点についてお伝えたく、下記の通り、寄稿させて頂きます。

(一) 総会決議ご通知の問題点など

検査は問題なく、1次小
梁側からのUTでエコー
が発生したが、妨害エコ
ーと判断し、合格とした。
施主代行検査会社は、上
会は認定検査事業者の組

一社・C.I.W.検査業協会
は異なり、C.I.W.認定事
業者であれば業務は続け
られる。C.I.W.検査業協
会のアディック検査者は飛
行機梁の孫梁からのUT
はなりえない。

②アディック検査者は飛
行機梁の孫梁からのUT
はなりえない。

③C.I.W.認定検査事業者
と、(二社・日本接協会)と、
記妨害エコーを不合格と
判断した。

【寄稿】C.I.W.検査業協会の「除名決議」に対する反論 アディック

* 鋼構造ジャーナル (23年2月20日版) より抜粋

以上